

## HELLO！ 南三陸町地域おこし協力隊

町内に移住し、町の活性化を目指して日々活動に励んでいる地域おこし協力隊員をご紹介します。

### 森林資源活用推進員



名前：平山 太一  
出身地：埼玉県  
着任：2018年4月  
趣味：球技全般と旅行・カレー作り・木工工具作り

メッセージ：自然を感じることに、景色を眺めることが好きです。南三陸町の山間・里山・海際にはたくさんの素敵な景色があります。そういった場所にはインフラが整っていないことも多いですが、僕はここに可能性を感じています。景色は良いがインフラはない、そんな場所に、南三陸町産の木材を使い、電気も水も自給できる住宅（オフグリッドハウス）を建てたいと考えています。電力の供給に頼らないので、環境に配慮した暮らしができ、災害時にも役立つ家です。興味を持っていただけましたら、お気軽にご連絡ください！

### エコタウン推進員



名前：佐野 薫  
出身地：千葉県  
着任：2018年12月  
趣味：音楽・映画・料理・お酒・温泉・山登り

メッセージ：学生時代に林業や木材の勉強を始めて以来、地域で働きたいと思うようになり、南三陸町に移住しました。現在は木質エネルギーの更なる普及を目標に、合同会社MMRという企業でペレット事業の企画や事前調査をしています。エネルギーだけでなく、町の林業全体が元気になるような取り組みがとても大事だと思っているので、町の山についてももっと詳しくなりたいです。ペレットストーブの展示イベントなども実施するので、見かけたらぜひ声をかけてください！

もっと詳しく知りたい人はWEBページへ！



企画課地方創生・官民連携推進室 ☎46-1371

## 毎月11日は「南三陸町安全・安心の日」

～11月11日は「火災の予防に向けた活動を行う日」です～  
11月9日から11月15日は令和元年秋季全国火災予防運動が実施されます。

### 令和元年秋季全国火災予防運動

この運動は、火災が発生しやすい時期を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。

2019年度全国統一防火標語 『ひとつずつ いいね！で確認 火の用心』

全国では、火災による死者は毎年1,500人前後にのぼっています。火災による被害をなくすために、火災が起きる原因を知り、日頃から注意すること、そして万が一火が出た時に、どのような行動をすべきか覚えておきましょう。火災による被害を少なくしていくために、家族や地域ぐるみで防火意識を高めましょう。

### 住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

— 3つの習慣・4つの対策 —

- 3つの習慣**
- 寝たばこは、絶対しない。
  - ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
  - ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

- 4つの対策**
- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
  - 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
  - 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
  - お年寄りや体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。



総務課危機対策係 ☎46-1376

## 就学援助費 新入学用品費（入学準備金）の入学前支給のお知らせ

町では、就学援助の受給資格に該当する場合において、新年度小学校へ入学予定の児童の保護者を対象に、本来は入学後に支給される新入学用品費を入学前に支給します。援助を希望する場合は、必要書類を添えて提出してください。

なお、新2年生以降の児童の保護者の皆さんへは、毎年度学校より申請の案内がありますので確認してください。

### 支給の対象

- 1 新年度4月に南三陸町立の小学校に入学予定の児童の保護者
- 2 今年度の就学援助費受給資格に該当する場合※

(※) 一般の要保護者・準要保護者

- ・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。
- ・前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者。  
生活保護の停止または廃止、町民税の非課税または減免、国民年金の掛金の減免、児童扶養手当の支給 など

(※) 東日本大震災による被災者

- ・所有または居住する住宅が、り災証明書により全壊、大規模半壊または半壊と判定されており（一部損壊を除く）経済的理由から就学が困難となった世帯で、保護者（父母）の市町村民税所得割税額の合計額が211,200円以下である者 など

(注意) ①次に該当する場合は、入学前支給の対象とはなりません。

- ・入学前に町外へ転出する場合
- ・来年度4月に町立の小学校へ入学されない場合

②今回の申請は、新入学用品費（入学準備金）の支給に限定していますので、入学後の就学援助費の申請については改めて手続きが必要となります。

### 申請手続

就学時健康診断の際に配布した申請書に記入押印の上、必要書類を添付して教育総務課に提出してください。

### 提出期限

11月29日（金）

教育総務課総務管理係 ☎46-2604

## 避難行動要支援者台帳への新規登録者を募集します

### ■避難行動要支援者登録制度とは？

要支援者のうち災害発生時に地域の皆さんの支援を希望する人を、町が「避難行動要支援者台帳」に登録します。台帳に登録された内容は、民生委員や地域の支援者との間で情報共有し、普段からの見守りや災害発生時の安否確認といった、要支援者の支援のために活用します。

### ■避難行動要支援者とは？

災害発生時に自らの力で避難が困難な人を「避難行動要支援者」といいます。対象の範囲は次のとおりです。

対象者	対象の範囲
高齢者	一人暮らし、高齢者世帯、寝たきりなど
障がい者	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者など
在宅療養者	難病患者など
その他	妊婦、外国人など

\*対象者の範囲は状況に応じて考慮しますので登録希望者は保健福祉課までご相談ください。

### ■登録方法は？

- 本人の希望による申請を原則とします。
- 役場（保健福祉課社会福祉係）に申請してください。
- 申請が困難な人は、民生委員にご相談ください。

### ■個人情報の保護は？

申請内容に含まれる個人情報は町が台帳として管理し、行政区長、民生委員、支援者、社会福祉協議会、警察及び消防署に情報提供します。個人情報は要支援者の支援以外には使用しません。

### ■集中登録期間

○11月から12月までを集中募集期間とし、その後は随時受け付けます。

保健福祉課社会福祉係 ☎46-2601